

役員の報酬等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人私学経営研究会（以下「本会」という。）の定款第26条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、専ら本会の業務を掌る者をいう。

第2章 報酬、通勤手当等

(報酬月額)

第3条 常勤役員であって、本会の職員としての給与を支給されていない者に、別表第1の月額の報酬を支払う。

- 2 前項の規定により報酬を支払う役員以外の役員には、報酬は支払わない。

(通勤手当)

第4条 前条第1項により報酬を支払う役員には、職員給与規程に準じて通勤手当を支給する。

第3章 退職慰労金

(退職慰労金の支給)

第5条 第3条第1項により報酬を支払う役員が退任したときは、退職慰労金を支給する。

- 2 前項の役員が死亡により退任した場合の退職慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条の2の例による。

(退職慰労金算出の基準報酬額)

第6条 退職慰労金の基準報酬額は、退職日の前月末現在、本会から支払われていた報酬月額とする。

(退職慰労金の額)

第7条 第5条の退職慰労金は、前条に規定する基準報酬額に常勤役員としての在任年数を乗じて得た額に100分の150以内の割合を乗じて得た額を限度とし、基準報酬額、常勤役員としての在任年数、本会に対する貢献の実績、大学設置法人の理事長又は理事の退職慰労金の額の事例等を参考として、理事長が定める。

第4章 旅 費

(旅費の支給)

第8条 役員が出張した場合には、当該役員に対して旅費を支給する。ただし、本会の職員として旅費が支給される場合は、この限りでない。

(旅費の種類及び旅費額)

第9条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料とする。

2 旅費の額は、別表第2のとおりとする。

第5章 雑 則

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成23年6月1日から施行する。

2 「役員の報酬等に関する規程」(平成21年5月11日)は、平成23年5月31日をもって廃止する。

附 則

1 この規程は、平成28年2月19日から施行する。

別表第1（第3条第1項関係）

常勤役員の報酬額

月 額	30万円
-----	------

別表第2（第9条第2項関係）

旅 費 の 区 分	旅 費 額
鉄 道 賃	旅客運賃 グリーン料金 特別急行料金
船 賃	特 等 料 金
航 空 賃	実 費
車 賃	実 費
宿 泊 料	実 費